

○島根県環境影響評価技術指針

平成11年11月30日

島根県告示第856号

改正 平成19年3月30日告示第271号

平成25年3月29日告示第232号

平成25年9月27日告示第655号

令和2年3月31日告示第212号

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）第4項第1項の規定に基づき、次のとおり島根県環境影響評価技術指針を策定したので、同条第3項の規定により告示する。

島根県環境影響評価技術指針

目次

- 第1章 全般的事項（第1条・第2条）
- 第2章 計画段階配慮事項等の選定に関する指針（第2条の2—第2条の10）
- 第3章 環境影響評価の項目等の選定に関する指針（第3条—第11条）
- 第4章 環境の保全のための措置に関する指針（第12条—第15条）
- 第5章 事後調査（第16条）
- 第6章 環境影響評価関連図書の作成（第17条—第20条）

附則

第1章 全般的事項

（趣旨）

第1条 この指針は、島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な技術的事項について定めるものとする。

（用語）

第2条 この指針で使用する用語は、条例及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

（平25告示655・一部改正）

第2章 計画段階配慮事項等の選定に関する指針

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項に係る検討）

第2条の2 対象事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第2条の10までに定めるところによる。

（平25告示655・追加）

（位置等に関する複数案の設定）

第2条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施しようとする区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施しようとする区域の位置又は対象事業の規模に関する複数の案を設定するよう努めるものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により対象事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第2条の4 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下この条

から第2条の10までにおいて「事業特性」という。)並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第2条の10までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 条例第4条の2の規則で定める事項
- ウ 対象事業の工事計画の概要
- エ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (ウ) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (エ) 交通の状況
- (オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (カ) 下水道の整備の状況
- (キ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (ク) その他の事項

2 対象事業を実施しようとする者は、前項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
- (2) 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。
(平25告示655・追加)

(計画段階配慮事項の選定)

第2条の5 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として行う事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。)
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれているもの
- (3) 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合にあって

ては、当該撤去又は廃棄

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(ウ) 振動

(エ) 悪臭

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(イ) 水底の底質

(ウ) 地下水の水質及び水位

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

(ア) 地形及び地質

(イ) 地盤

(ウ) 土壤

(エ) その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

- 4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 5 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第2条の6 対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、対象事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第2条の10までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関

し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存在する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

- (4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第2条の7 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

- (2) 調査の基本的な手法 国又は対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第2条の10までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

- (3) 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

- 3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

- 4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第2条の8 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- （1） 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
- （2） 予測の対象とする地域（第3項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにするものとする。

4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第2条の9 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 第2条の3第1項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較すること。
- （2） 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されるよう工夫がなされているかを確認すること。
- （3） 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- （4） 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

ア 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの

イ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの

- （5） 対象事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（平25告示655・追加）

（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

第2条の10 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第2条の4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第2条の2から前条までの調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において各選定事項に係る環境影響に著しい差異が見られず、かつ、選定事項以外の環境要素で顕著な差異が見られた場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事

項並びにその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

- 4 対象事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(平25告示655・追加)

第3章 環境影響評価の項目等の選定に関する指針

(平25告示655・旧第2章線下)

(環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項)

- 第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第11条までに定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

- 第4条 第2条の4の規定は、条例第11条の規定による対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第2条の4中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第1項中「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「この条から第2条の10まで」とあるのは「この条から第16条まで」と、「事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第4条第1項において読み替えて準用する前項第2号」と、同項第1号中「整理すること」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第5条から第16条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること」と読み替えるものとする。

- 2 事業者は、前項において読み替えて準用する第2条の4第1項第1号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

(環境影響評価の項目の選定)

- 第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1各号の表に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第2号に掲げる特性を有する当該事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

- 2 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

- 3 事業者は、第1項本文の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として行う対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。第9条第1項第4号及び別表第1において「工事の実施」という。）
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- (3) 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあっては、当該撤去又は廃棄

- 4 第2条の5第3項の規定は前項の規定による検討について、同条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「は、第1項」とあるのは「は、第5条第1項」と、同条第5項中「第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「第5条第5項に規定する選定項目」と読み替えるものとする。

- 5 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項本文の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定）

- 第6条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第11条までに定めるところにより選定するものとする。

- （1） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
 - （2） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - （3） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
 - （4） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - （5） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - （6） 前条第4項において準用する第2条の5第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

（参考手法）

- 第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案して最適な手法を選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と第4条第1項において読み替えて準用する第2条の4及び第4条第2項の規定により把握した事業特性との相違を把握するものとする。
- 3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。
 - （1） 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - （2） 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - （3） 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - （4） 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 4 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は

予測の手法を選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3) 調査の対象とする地域（以下この条から第16条までにおいて「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項及び別表第2において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項及び別表第2において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第2条の7第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第8条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第3項及び第4項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定のための根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
 - (2) 予測の対象とする地域（第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び別表第2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
 - (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 第2条の8第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第9条第1項第1号」と、同条第3項及び第4項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第3項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第10条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第13条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (2) 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。
- (3) 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- (4) 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。
 - ア 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの
 - イ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの
- (5) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）

第11条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。

4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

第4章 環境の保全のための措置に関する指針

（平25告示655・旧第3章線下）

（環境の保全のための措置に関する指針）

第12条 対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第15条までに定めるところによる。

（環境の保全のための措置の検討）

第13条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（平19告示271・一部改正）

（検討結果の検証）

第14条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第15条 事業者は、第13条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- （1） 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- （2） 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- （3） 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- （4） 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- （5） 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- （6） 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

2 事業者は、第13条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとするとともに、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（平19告示271・平25告示655・一部改正）

第5章 事後調査

（平25告示655・旧第4章線下）

(事後調査)

第16条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
- (4) 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。

- (1) 事後調査を行うこととした理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- (4) 事後調査の結果の公表の方法
- (5) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- (6) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うように留意するものとする。

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

第6章 環境影響評価関連図書の作成

(平25告示655・旧第5章線下)

(環境影響評価関連図書の作成に関する事項)

第17条 条例第5条第1項に規定する方法書、条例第13条第1項に規定する準備書、条例第20条第1項に規定する評価書の作成方法に関する事項は、次条から第20条までに定めるところによる。

(方法書の作成)

第18条 条例第5条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 対象事業の種類
- (2) 対象事業の規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の典拠を含む。）を第4条第1項において準用する第2条の4第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。

3 事業者は、第1項第3号及び前項の事項を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

- 4 事業者は、条例第5条第1項第7号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。この場合において、事業者は、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

(準備書の作成)

第19条 条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち、対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第18条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 工事の実施に係る工法、期間及び工程に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前条第2項の規定は、対象事業に係る条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち、条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載について準用する。この場合において、前条第2項中「その他の資料」とあるのは、「その他の資料及び第4条第1項において読み替えて準用する第2条の4第2項第1号の規定による聴取又は確認」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる事項のうち、前条第1項第3号に掲げる事項及び条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち、条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 4 事業者は、条例第13条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、同項第2号の意見の概要又は同項第3号の意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。
- 5 事業者は、条例第13条第1項第5号に掲げる事項を記載するに当たっては、第5条から第11条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法並びに第5条第4項において読み替えて準用する第2条の5第5項及び第11条第2項及び第4項において明らかにできるようにするものとされた事項を記載するものとする。
- 6 事業者は、条例第13条第1項第6号アに掲げる事項を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 第5条から第11条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法に基づいて実施した結果を項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - (2) 第8条第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項並びに第9条第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び第4項において明らかにできるようにするものとされた事項、第8条第4項において比較できるようにするものとされた事項、第9条第4項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第10条第2号、第4号ア及び第5号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要
- 7 事業者は、条例第13条第1項第6号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第13条から第15条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第13条の規定による環境保全措置の検討の状況、第14条の規定による環境保全措置の検証の結果及び第15条において明らかにできるように整理するものとされた事項を記載するものとする。
- 8 事業者は、条例第13条第1項第6号ウに掲げる事項を記載するに当たっては、第16条第1項の規定による検討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第3項各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。
- 9 事業者は、条例第13条第1項第6号エに掲げる事項を記載するに当たっては、同号アからウまでに掲げる事項の概要を一覧できるように取りまとめて記載するものとする。

(平19告示271・平25告示655・一部改正)

(評価書の作成)

第20条 事業者は、評価書を作成するに当たっては、準備書に記載されている事項の修正を行った場合は、当該準備書に記載した事項と当該修正後の事項との相違を明らかにするものとする。

- 2 前条第2項から第9項までの規定は、評価書を作成する場合について準用する。

附 則

この告示は、平成11年11月30日から施行する。

附 則（平成19年告示第271号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、この告示による改正後の島根県環境影響評価技術指針（以下「改正後の技術指針」という。）第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第15条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業については、改正後の技術指針第3条から第20条第1項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年告示第232号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第655号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第212号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。